第

2422

뭉

REÂDAS U-ダァスクラブ

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2003年)平成15年 1 1月 18日 火曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 **FPシミュレーション** 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

△ 居住用財産を譲渡した場合

A: 所得税が175万円、住民税が70万円となります。

【解説】

自己の居住の用に供している家屋や土地を譲渡した場合、譲渡所得の計算上、3,000万円の特別控除が控除されます。また、自己の居住の用に供している家屋や土地で譲渡の年1月1日における所有期間が10年を超えるものを譲渡した場合には、所得税や住民税の税率が軽減されます。したがって、ご質問の場合ですと、譲渡所得の金額4,750万円{7,000万円-(2,000万円+250万円)}から、3,000万円の特別控除を控除した1,750万円が課税所得となり、軽減税率10%(通常20%)を適用した70万円が住民税額となります。

(課税所得が 6,000万円を超える場合は税率 が異なります。)

なお、もし家屋や土地が奥様との共有名義になっていれば、奥様についても3,000万円の特別控除を適用できます。ただし、この特別控除は、家屋又はその家屋とともにするその敷地の用に供している土地の譲渡について適用がありますので、奥様がわずかでも家屋について持分を有していることが必要です。







